

高砂市連合自治会 コミュニティ活動備品貸出のご案内

令和4年度から、高砂市連合自治会では、コミュニティ活動の推進のため、自治会や地域住民で組織する団体を対象として、コミュニティ活動備品の貸出を行っています。地域の会議やイベント等で、ぜひご活用ください。

●貸出備品一覧

備品写真				
備品名	AI カメラ付 非接触体温計	サーキュレーター	空気清浄機	アクリル パーティション
規格	幅 60cm×高さ 150cm	幅 25cm×高さ 35cm	幅 35cm×高さ 65cm	幅 60cm×高さ 65cm
貸出可能 個数	2	2	2	10

備品写真			
備品名	プロジェクター(ケース付)	スクリーン	スピーカー
規格	幅 30cm×高さ 10cm	幅 125cm×高さ 190cm	幅 30cm×高さ 30cm
貸出可能 個数	1	1	1

備品写真			
備品名	図書(お悩み解決編)	図書(アフターコロナ編)	図書(IT活用編)
規格	四六判 256ページ	四六判 256ページ	四六判 232ページ
貸出可能冊数	1	1	1



備品写真	
備品名	タブレット端末(ケース・充電器付属)
規格	10.1インチ
貸出可能台数	4(貸出の対象:地区連合自治会)

●貸出料金

無料

●留意事項

- 1 備品貸出しの期間は、申請書に記載の貸出日時から起算して最大で15日です。
ただし、多くの団体にご利用いただくため、使用後は速やかに返却していただきますよう、ご協力ください。
- 2 使用者の責めに帰すべき理由により、備品に破損等が生じたときは、損害の賠償をお願いする場合がございます。
- 3 備品の使用中に発生した事故に関しては、使用者の責任において処理するものとします。

●貸出手順 ※各種様式、規程は高砂市ホームページからダウンロード可能です。

ホーム > 行政・くらしサイト > くらし・手続き > 住民活動・コミュニティ・協働 > 自治会(ページID:7077)

- 1 「コミュニティ活動に係る備品の貸出しに関する規程」をご一読ください。
- 2 高砂市連合自治会事務局(以下「事務局」)に貸出備品(以下「備品」)の在庫があるか電話(TEL:443-9006)で確認してください。
- 3 備品を使用しようとする日の7日前までに、「高砂市連合自治会備品貸出許可申請書」を事務局(高砂市役所本庁舎2階⑫窓口 地域振興課)に提出してください。
(※備品を使用しようとする日の2ヶ月前から申請できます。)
- 4 事務局と日程調整の上、備品を事務局に借りにきてください。
- 5 事務局から「高砂市連合自治会備品貸出許可書」の交付を受けてください。
- 6 返却日時までに事務局に備品を返却してください。(返却日時は、「高砂市連合自治会備品貸出許可書」に記載しています。)

【問合せ先】

高砂市連合自治会事務局
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
(高砂市市民部市民窓口室地域振興課内)
TEL:443-9006 FAX:443-0009